

## 目黒区消防団運営委員会の会議の公開等の概要について

## 1 目黒区消防団運営委員会の位置付け

目黒区消防団運営委員会は、特別区の消防団の設置等に関する条例に基づき、都知事の附属機関として設置され、目黒区長が委員長として運営している機関である。

東京都の附属機関等設置運営要綱では、審議の公開と議事録の作成・公開について規定している。

## ※ 東京都の附属機関等設置運営要綱

## 第6 附属機関の運営

- 1 運営に関する基本事項は、これを明らかにすること。
- 2 調査審議は、原則として公開するものとし、非公開とするときは、その根拠を明らかにすること。
- 3 議事録は、作成するものとし、原則として公開するものとする。非公開とするときは、その根拠を明らかにすること。

## 2 消防団運営委員会の情報公開等についての要請

消防団運営委員会会議録等を公開している区が少ない現状にあることから、東京消防庁から特別区防災担当課長会に対して、消防団運営委員会の情報公開（審議の周知・公開、議事録の作成・公開）及び傍聴規程等の整備について要請があった。

## 3 目黒区の会議の公開等に関する規定

会議の公開等については、目黒区情報公開条例及び会議の公開に関する要綱に規定がある。

## ※ 目黒区情報公開条例

第24条 実施機関に置く付随機関及びこれに類するものは、その会議（法令等の規定により公開することができないこととされている会議を除く。）を公開するものとする。ただし、不開示情報に該当するおそれがあると認められる事項を取り扱うときは、この限りでない。

#### 4 「目黒区消防団運営委員会の公開等の取扱いについて」の決定

目黒区情報公開条例、会議の公開に関する要綱及び東京消防庁から提示された傍聴規程案を準用し、「目黒区消防団運営委員会の公開等の取扱いについて」を決定した。

※ 「目黒区消防団運営委員会の公開等の取扱いについて」概要

1 運営委員会の傍聴を認めること

運営委員会開催時に傍聴希望者がいた場合、審議前に委員長が委員に諮ったうえで入室を認める。

2 会議録を区のホームページで公開すること

事務局が会議録の案を作成し、各委員に修整箇所等がないか確認していただいた後、会議録として確定し、ホームページに掲載する。発言者の個人名は表示せず、「委員」「事務局」などの表示を用いる。発言内容は要旨を掲載する。

## 目黒区消防団運営委員会の公開等の取扱いについて

平成29年1月25日付け目総防第2354号決定

**1 会議公開の基準**

目黒区情報公開条例第24条に基づき、目黒区消防団運営委員会の会議を公開する。

**<目黒区情報公開条例>**

第24条 実施機関に置く付属機関及びこれに類するものは、その会議（法令等の規定により公開することができないこととされている会議を除く。）を公開するものとする。ただし、不開示情報に該当するおそれがあると認められる事項を取り扱うときは、この限りでない。

**2 非公開の決定**

以下の項目に該当する場合は、委員長が委員会に諮り会議を非公開とすることができる。

- (1) 法令等の規定による時
- (2) 不開示情報に該当する時（個人情報、法人情報、区政執行情報）
- (3) その他目黒区消防団運営委員会が会議の運営上必要と認める場合

**3 会議開催の周知**

会議の開催について、事前に区の広報紙又は公式ホームページに掲載し周知する。ただし、緊急に会議が開催される場合はこの限りでない。なお、当日は、庁舎内に開催の掲示を行う。

**4 公開の方法**

会議の公開は、委員長が委員会に諮り、当該会議の傍聴を希望する者に傍聴を認めることにより行う。

**5 傍聴の手続き**

委員会を傍聴しようとする者は、傍聴申込書に記入し、係員の指示に従い入場、着席するものとする。

## 6 傍聴の許可

傍聴は、委員長が委員会に諮り、当該会議の傍聴を希望する者に傍聴を認めることにより行う。

## 6 傍聴することができない者

次の項目に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 人に危害を加え又は迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者
- (3) ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し又は携帯している者
- (5) 上記に定めるもののほか、審議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

## 7 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は静粛を保ち、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと
- (3) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと
- (4) 携帯電話、パソコン等情報端末機器の電源を切ること
- (5) 写真撮影、録画及び録音等をしないこと
- (6) 上記に定めるもののほか、審議の秩序を乱し又は審議の妨害となるような行為をしないこと

## 8 傍聴人への資料の提供

傍聴人に、審議用に委員に配布した資料と同一のものを提供するものとする。ただし、審議途中の資料等、公表することにより、区民に誤解や混乱を招くおそれのある資料については会議終了後、回収することとする。

## 9 傍聴人の退場

- (1) 委員長は、傍聴人がこの公開等の取扱いに違反したときは、当該傍聴人に退場を命ずることができる。
- (2) 傍聴人は、委員長から退場を命じられたときには、速やかに退場しなければならない。

## 10 会議録の作成

- (1) 発言の要旨をまとめた会議録を公表することとする。ただし、発言者の個人名は記載しない。
- (2) 委員長は、会議録を速やかに調製し、各委員が内容を確認した後確定し、会議録及び資料をホームページ等により、公表することができる。
- (3) 会議録及び資料は、原則公開とする。ただし、審議途中の資料等、公表することにより、区民に誤解や混乱を招くおそれのある資料については非公開とする。なお、公開・非公開については、目黒区情報公開条例に基づき処理するものとする。
- (4) 会議録作成及び会議の記録のために録音及び写真撮影をする。なお、録音したテープは、会議録が確定した後に消去するものとし、録音したテープは非公開とする。

## 11 その他

この公開等の取扱いに定めのない事項については、委員長が判断するところに従うものとする。